

# 隣保館だより

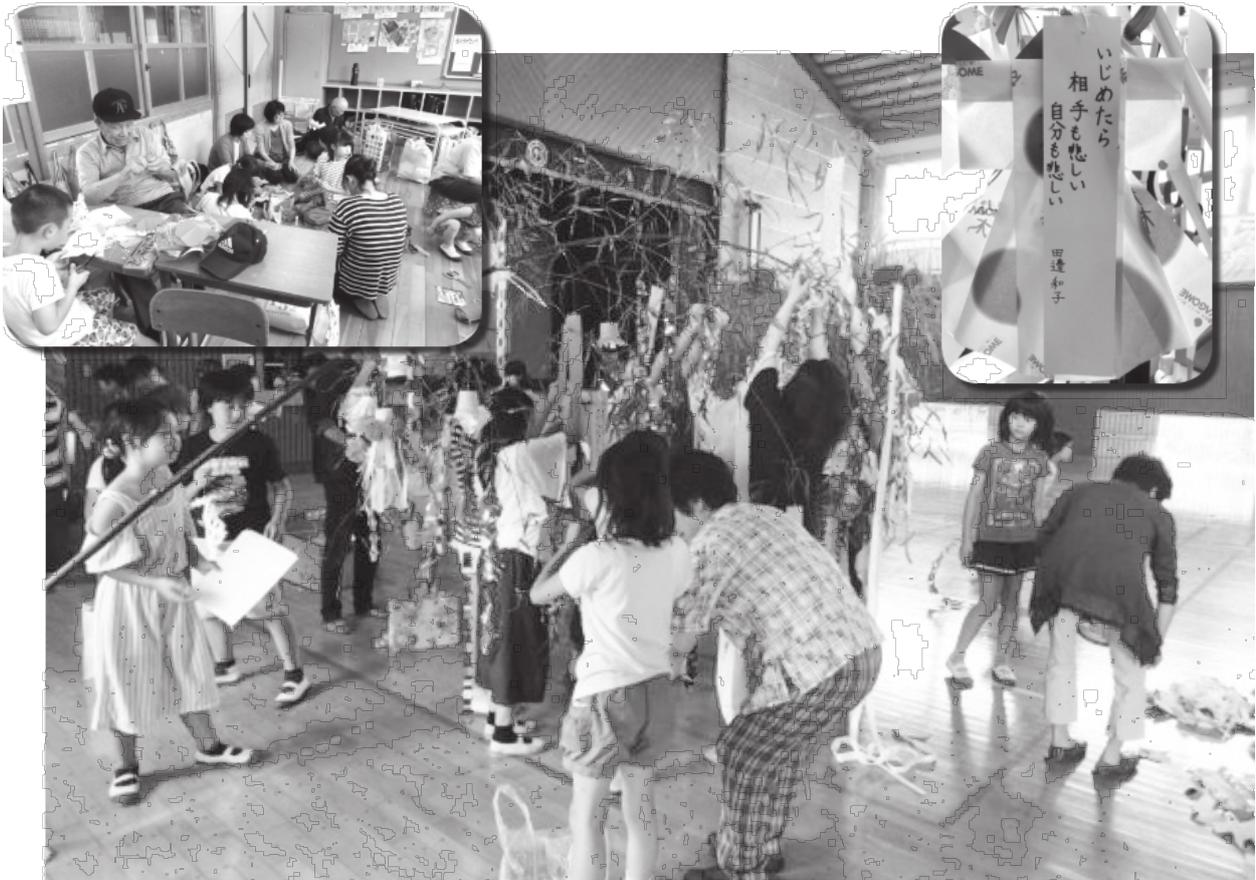
第373号

2017年 7月号

発行◎九重町隣保館

大分県玖珠郡九重町大字右田3088-2

TEL:0973-76-2468 FAX:0973-76-2446



東飯田小学校七夕飾り

## であ 出会い

たなばた ねが  
七夕…願いごと

ひこぼしとおりひめは

いちねん いちど であ  
一年に一度の出会い

ひと ひと であ  
人と人 たくさんの出会い

あーよかった あなたがいて

こころよ あ さき あ  
心寄せ合い 支え合い

## 2016(平成28)年に、3つの法律が施行されました。 再度お知らせします。

### 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

2016(平成28)年4月に「障害者差別解消法」が施行されました。

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。

役所や、事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業者に対しては、対応に努めること)を求めています。

(内閣府ホームページ抜粋)

### 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

2016(平成28)年6月に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本施策を定め、これを推進しようとするものです。

基本理念に、国民は、本邦外出身者に対する不当な差別言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならないと、しています。

民族や国籍等の違いを越え、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

(法務省ホームページ抜粋)

### 「部落差別の解消の推進に関する法律」

2016(平成28)年12月に「部落差別解消推進法」が施行されました。

この法律は、「現在もなお部落差別が存在する」との認識を示し、「基本的人権の享有を保障する憲法の理念の通り、部落差別は許されない。解消することが重要な課題」としています。

また、法律の基本理念に「国民の理解を深めるよう努め、部落差別のない社会を実現する」と明記し、地方自治体の責務として、国と連携し、相談体制の充実や教育・啓発、実態調査等、部落差別の解消に向けて努めることとしています。

(法務省ホームページ抜粋)

一人ひとりの人権が守られる、九重町を目指します。

## お 知 ら せ

8月は、大分県「差別をなくす運動月間」です。

九重町では「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」  
「部落差別解消推進法」のパネル展を開催します。

■期 間：2017(平成29)年8月1日(火)～7日(月)

■場 所：九重町役場 1階ロビー



## 隣保館ハッスルシルバース、バスハイク(研修)

6月8日(木)たんぼぼ会のメンバーが日田市の「祇園山鉦会館」と「ひた押し花美術館」にでかけました。実際に見る山鉦の大きさに圧倒し、日田祇園の長い歴史から、人々の暮らしを知ることができました。「ひた押し花美術館」では、数々の押し花によるアートを鑑賞し、楽しい会話も進み、笑顔あふれる一日を過ごしました。

6月15日(木)「すずらん会」・6月22日(木)「ひまわり会」のメンバーが国東市国見町大光寺にて、天津洋子さんの「浪曲」を聴くことができました。

的場智子さんの大正琴の奏でる音と心から心へ伝わる浪曲に、人権を感じ、やさしい気持ちになりました。とても有意義な研修会でした。



たんぼぼ会



すずらん会



ひまわり会

## 東飯田小学校2年生、隣保館に来館

7月3日(月)に東飯田小学校2年生24名が、生活科の授業の一環として、学校周辺の商業施設や工場などを訪問して、見学することで子どもたちに、地域の人や施設に関心を持ってもらうことを目的とした「まちたんけん」で隣保館に来館しました。

2階展示室で館長のあいさつの後、児童から「隣保館はどんな仕事をしていますか?」「一日に、何人位来ますか?」「隣保館の、どんなところが自慢ですか?」などの質問があり、職員からの説明を熱心に聞いていました。



熱心に聞く子どもたち



東飯田小学校2年生のみなさん

# パソコン教室 生徒募集

九重町隣保館において、パソコン教室を2つのコースに分けて次のとおり開催しますので生徒を募集します。

## ※Aコース(入門編)

### □対象者

- ・これからパソコンを始めたい人。
- ・文字入力やパソコンの基礎を習得したい人。
- ・パソコンを使用してインターネットやメールなどの体験を学びたい人。
- ・ワードを学びたい人。

### □開催日程 7日間(火曜日)

8月22日・29日  
9月5日・12日・19日・26日  
10月3日

## ※Bコース(応用編)

### □対象者

- ・文字入力のできる人。
- ・パソコンのインターネットを使用して、いろいろなサービスの体験を学びたい人。
- ・ブログなどの作成を学びたい人。
- ・エクセル・ワードを学びたい人。
- ・はがき作成。

### □開催日程 7日間(火曜日)

10月10日・17日・24日・31日  
11月7日・14日・21日

★開催時間 両コースとも午後7時～9時30分(1回 2時間30分の講座)

★定員 両コースとも10人程度(先着順とさせていただきます。)

★受講料 無料(ただし、テキスト代は受講生負担です。)

★使用機材 各自が所持しているパソコン(XP・VISTAは使用不可)を使用します。

☆申込方法 希望するコース(A、B両コース申込可)を隣保館へ連絡してください。

☆申込期限 2017(平成29)年7月31日(月)～8月4日(金)(午前8時30分～午後5時まで)

☆問合せ先 九重町隣保館(Tel 76-2468)

## ◇これからの行事◇

【月・木は人権相談日】

月 日	行 事 名
7月17日(月)	編み物教室
7月19日(水)	ストレッチ体操教室
7月20日(木)	デイサービス事業(すずらん会)
7月25日(火)	歌声サロン
7月27日(木)	デイサービス事業(ひまわり会)
	第42回人権を考える講演のタペ(九重文化センター)
7月31日(月)	第3回隣保館子どもふれ愛ひろば

月 日	行 事 名
8月1日(火)	パワーアップ教室(きずな会)
8月3日(木)	デイサービス事業(たんぽぽ会)
8月4日(金)	生け花教室
8月7日(月)	編み物教室
8月9日(水)	ストレッチ体操教室
8月10日(木)	飯田ふれあいサロン
8月17日(木)	デイサービス事業(すずらん会)
8月21日(月)	編み物教室